

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第42号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第3章（略）	第1章～第3章（略）
第4章 出先機関	第4章 出先機関
第1節～第4節（略）	第1節～第4節（略）
第5節 経済産業部関係出先機関	第5節 経済産業部関係出先機関
第1款～第3款（略）	第1款～第3款（略）
第3款の2 工科短期大学校	第3款の2 工科短期大学校 <u>（第37条の2）</u>
第4款（略）	第4款（略）
第4款の2 技能センター	第4款の2 技能センター <u>（第38条の2）</u>
第5款～第14款（略）	第5款～第14款（略）
第6節（略）	第6節（略）
第5章・第6章（略）	第5章・第6章（略）
附則	附則
（本庁）	（本庁）
<b>第4条</b> 本庁とは、静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）により設けられた知事直轄組織及び部並びにこれらの下に置かれた局、課（ <u>オリンピック・パラリンピック推進課に附置されたオリンピック・パラリンピック調整室</u> 、空港管理課に附置された空港調整室及び農業戦略課に附置された先端農業推進室を含む。）及び班並びに出納局並びにこの下に置かれた課（当該課に附置された出納室を含む。）及び班をいう。	<b>第4条</b> 本庁とは、静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）により設けられた知事直轄組織及び部並びにこれらの下に置かれた局、課（空港管理課に附置された空港調整室及び農業戦略課に附置された先端農業推進室を含む。）及び班並びに出納局並びにこの下に置かれた課（当該課に附置された出納室を含む。）及び班をいう。
（局及び課）	（局及び課）
<b>第10条</b> （略）	<b>第10条</b> （略）
2（略）	2（略）

3 オリンピック・パラリンピック推進課に、  
オリンピック・パラリンピック調整室を附置  
し、その位置は、沼津市大手町1丁目とす  
る。

4・5 (略)

(局及び課の所掌事務)

第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務  
は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) スポーツ・文化観光部

局	課	所掌事務
(略)		
スポー ツ局	(略)	
	オリンピ ック・パ ラリンピ ック推進 課	(i) (略) (ii) <u>オリンピック ・パラリンピッ ク調整室に關す ること。</u>
(略)		

(6)～(8) (略)

2 第10条第3項に規定するオリンピック・パ  
ラリンピック調整室は、東京オリンピック・  
パラリンピックの開催準備に係る現地調整に  
関する事務を処理する。

3 第10条第4項に規定する空港調整室は、空  
港運営の現地調整に関する事務を処理する。

4 第10条第5項に規定する先端農業推進室  
は、先端農業の推進に関する事務を処理す  
る。

5・6 (略)

(本庁の参事等)

第67条 (略)

2・3 (略)

4 オリンピック・パラリンピック調整室にオ  
リンピック・パラリンピック調整室長を置  
き、その職務は、上司の命を受けて所掌事務

3・4 (略)

(局及び課の所掌事務)

第12条 第10条に規定する局及び課の所掌事務  
は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) スポーツ・文化観光部

局	課	所掌事務
(略)		
スポー ツ局	(略)	
	オリンピ ック・パ ラリンピ ック推進 課	(i) (略)
(略)		

(6)～(8) (略)

2 第10条第3項に規定する空港調整室は、空  
港運営の現地調整に関する事務を処理する。

3 第10条第4項に規定する先端農業推進室  
は、先端農業の推進に関する事務を処理す  
る。

4・5 (略)

(本庁の参事等)

第67条 (略)

2・3 (略)

<u>を統括し、所属職員を指揮監督することとする。</u> 5～8 (略)	4～7 (略)
--	---------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(静岡県財産規則の一部改正)

2 静岡県財産規則(昭和39年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<b>別表第7 (略)</b>		<b>別表第7 (略)</b>	
行政組織規則の 規定により本庁 に置かれた局並 びに知事直轄組 織総務課、危機 管理部総務課、 <u>オリンピック・</u> <u>パラリンピック</u> 調整室、空港調 整室、先端農業 推進室及び出納 局会計総務課	(略)	行政組織規則の 規定により本庁 に置かれた局並 びに知事直轄組 織総務課、危機 管理部総務課、 空港調整室、先 端農業推進室及 び出納局会計総 務課	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。